

産廃税の概要（平成16年5月）

既に実施済み、又は具体的な案が固まった自治体における税の概要は以下の表のとおり。

区分	事業者申告納付方式	最終処分業者 特別徴収方式
概略図		
課税客体	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	最終処分場への搬入 当該産業廃棄物の重量 中間処理施設への搬入 当該産業廃棄物の重量に処 理係数を乗じて得た重量	最終処分場へ搬入される産業 廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物を最終処分場又は 中間処理施設へ搬入する事業 者	最終処分場に搬入される産業 廃棄物の排出事業者及び中間 処理業者
地方公共団体名	(施行) 三重県・滋賀県	(施行) 鳥取県・岡山県・広島県・青 森県・岩手県・秋田県・新潟 県・奈良県・山口県 (施行予定) 宮城県・京都府 (検討) 島根県

区分	最終処分業者 課税方式	焼却処理・最終処分業者 特別徴収方式
概略図		
課税客体	最終処分場における産業廃棄 物の埋立処分	焼却施設及び最終処分場への 産業廃棄物の搬入
課税標準	最終処分場において埋立処分 される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬 入される産業廃棄物の重量
納税義務者	最終処分業者及び自家処分事 業者	焼却施設及び最終処分場へ産 業廃棄物を搬入する排出事業 者又は中間処理業者
地方公共団体名	(施行) 北九州市	(検討) 福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、宮崎県、鹿児島 (熊本県、沖縄県)